

7 市町村第 136 号
令和 7 年（2025 年）4 月 23 日

総務省自治税務局市町村税課長 様

長野県企画振興部長

ふるさと納税返礼品の一部に関して総務省に申請して確認を受けた
内容と実態が異なる状況になっていた事案について（送付）

ふるさと納税の返礼品に係る自主点検を県内全市町村で行ったところ、下記の市町村
において、総務省に申請して確認を受けた内容と実態が異なる状況になっていた事案が
ありましたので、別添のとおり送付します。

記

対象市町村

南木曾町、小布施町及び高山村

（問合せ先）

担 当 企画振興部市町村課税制係 小川、内川

電 話 026-235-7068

電子メール s-zeisei@pref.nagano.lg.jp

7南も戦第 21 号
令和7年4月 23 日

長野県企画振興部長 様

南木曾町長 向井 裕明
(公 印 省 略)

南木曾町においてふるさと納税返礼品の一部に関して総務省に申請して確認を受けている内容と実態が異なっていた事案について(報告)

標記の件について、別紙のとおり報告します。

別紙

南木曾町のふるさと納税返礼品の一部に関して総務省に申請して確認を受けている内容と実態が異なっていた事案について

南木曾町役場
もっと元気に戦略室総合戦略係
室長 鈴木 係長 樋口 担当 岡田
電話 0264-57-2001 FAX0264-57-2270
E-mail:genki-senryaku@town.nagiso.lg.jp

南木曽町のふるさと納税返礼品の一部に関して総務省に申請して確認を受けている
内容と実態が異なっていた事案について

南木曽町

南木曽町が返礼品提供事業者に対し点検を行ったところ、地場産品基準1号としていた米に近隣町村産の混在があることが判明したため、下記のとおり報告します。

1 返礼品の概要

返礼品番号	品目名	地場産品 基準類型
2420423400082	信州南木曽産コシヒカリ 「初恋」 10kg	1号

2 当該返礼品の寄附募集状況

対象期間	品目名	寄附件数 (件)	寄附金額 (千円)	発送数量 (kg)
R2. 4. 1～ R7. 3. 31	信州南木曽産コシヒカリ 「初恋」 10kg	19	380	190

混在割合（実地調査データ）

年度 区域	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
木曽郡 南木曽町 (当該区域)	37.2%	31.9%	38.1%	44.4%	43.2%
木曽郡 大桑村	28.5%	28.7%	26.2%	27.8%	28.4%
木曽郡 上松町	19.7%	23.9%	25.6%	24.4%	22.9%
木曽郡 木曽町	14.6%	15.5%	10.1%	3.4%	5.5%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

3 混在を南木曾町が覚知した経緯

令和 2 年10月	町農林係から木曾南部産の米の返礼品の登録を提案
令和 2 年10月	町もっと元気に戦略室で返礼品登録。当町に事業者 A の乾燥・玄米工場があることから基準 1 号で登録
令和 7 年 3 月18日	県から返礼品として提供している食品についての自主点検依頼を受諾。
令和 7 年 4 月 4 日	当該返礼品の産地調査を実施。 事業者 A に当該区域の割合の調査実施依頼。
令和 7 年 4 月 5 日 から 6 日	事業者 A で過去の混在割合を調査
令和 7 年 4 月 7 日	事業者 A から混在割合について回答を受理。混在を確認したため、町長及び県へ一報を行った。(4/16県から総務省へ一報) 今後の対応について事業者 A に打合せを依頼。
令和 7 年 4 月10日	事業者 A とこれまでの経緯と今後について打合せを実施。現在、地場産品基準に達していないためポータルサイトでの当該返礼品の掲載の停止を行った。また、本事案の発生原因と詳細について調査を開始した。
令和 7 年 4 月11日	当時の担当者から聞き取り調査を行った。

4 南木曾町としての対応状況

当該返礼品は令和 6 年 8 月27日からふるさと納税の返礼品として提供できる在庫が無くなったため寄付受付停止としていたが、令和 7 年 4 月10日にポータルサイト上の掲載を停止した。

当該返礼品は、高齢化等により当該区域内の生産量が減少傾向のため、地場産品基準の確保が今後困難になることを確認したので除外する。

5 本事案の原因

令和 2 年10月に当町農林係から米を返礼品とする提案がされた。米を所管する農林係担当者は米の生産・流通の実態をふるさと納税担当者と共有しておらず、ふるさと納税担当者は、米の乾燥や玄米を製造する事業者 A の工場が当町にあるため、提案された返礼品は当町産と認識し、地場産品基準 1 号で申請してしまった。

所管間での情報共有、制度の理解不足、認識誤りにより本事案が発生した。

また、後任の担当者も令和 5 年10月からの申請において、事務引継や制度の理解不足、これによる生産状況の確認不足により、確認を受けた内容と実態が異なる状態のままとなっていた。

6 南木曾町としての今後の対応

- ・既に返礼品を受け取った寄付者に対しては文書にてお詫びする。
- ・返礼品提供事業者と中間事業者の契約において、総務省告示第 2 条第 3 号の規定による必要な規定は設けているが、当該契約に基づき、返礼品提供事業者に対し必要な調査・確認などを定期的実施する。
- ・ふるさと納税の適切な運用に向け、庁内や事業者など関係者全員で制度の確認をする。
- ・返礼品登録事業者の連絡会議を開催し改めて制度を周知する。

7企財第74-1号
令和7年4月23日

長野県企画振興部長 様

小布施町長 大宮 透

長野県小布施町においてふるさと納税返礼品の一部に関して総務省に申請して確認を受けた内容と実態が異なっていた事案について（報告）

このことについては、別紙のとおりです。

（問合せ先）

担 当	企画財政課 企画交流係 岡田・関
電 話	026-214-9102（直通）
電子メール	kikaku@town.obuse.nagano.jp

長野県小布施町においてふるさと納税返礼品の一部に関して総務省に申請して確認を受けた内容と実態が異なっていた事案について

長野県小布施町

長野県小布施町がふるさと納税返礼品として提供するぶどうについて、返礼品提供事業者に対する点検を行ったところ、一部隣接している須坂市産のものが混在していることが判明したため、下記のとおり報告します。

1 返礼品の概要

返礼品番号	品目名	地場産品 基準類型
2420541900226	種無し巨峰 約1.8kg	1号
2420541900227	シャインマスカット 約1kg	
2420541900237	訳あり シャインマスカット 約1.5kg	
2420541900245	旬詰合せ3種（種なし巨峰、パープル、赤系ぶどう）約1.5kg	
2420541900246	冬に食べるシャインマスカット1kg	
2420541900252	クイーンルージュ&シャインマスカット詰合せ 約1kg	
2420541900253	ぶどう 3姉妹シャインマスカット&ナガノパープル&クイーンルージュ詰合せ 約1.5kg	
2420541900254	訳ありナガノパープル約1.5kg	
2320541900202	氷温冷蔵シャインマスカット1kg	
2420541900255	【年内配送限定】冬に食べるシャインマスカット2房詰め	
2420541900259	種無し巨峰 約4kg	

2420541900260	シャインマスカット約2kg	1 号
2420541900261	ナガノパープル 約1.5kg	
2420541900263	冬に食べるシャインマスカット&ナガノパープル&赤系 ぶどう1房ずつ	
2420541900265	冬に食べるシャインマスカット 2 kg	
2420541900108	訳あり 種無し巨峰 約1.8kg	
2420541900109	クイーンルージュ 約2kg	
2420541900110	クイーンルージュ&シャインマスカット詰合せ 約1kg	
2420541900111	種なし巨峰 約1.8kg	
2220541900194	訳あり シャインマスカット 約1.5kg (令和4年10月 から令和5年9月のみ掲載)	
2420541900113	訳あり ピオーネ 約1kg	

※なお、返礼品については、令和7年2月28日時点で寄附の受け入れが終了していた。

2 当該返礼品の寄附募集状況

指定対象 期間	品目名	寄附 件数 (件)	寄附 金額 (千円)	発送 数量 (kg)	うち混在が疑われるもの		
					寄附 件数 (件)	寄附金額 (千円)	発送 数量 (kg)
令和3年度 (R3.10.1～ R4.9.30)	ぶどう	24,086	359,601	31,217	9,042	137,615	11,613
令和4年度 (R4.10.1～ R5.9.30)	ぶどう	25,307	370,937	35,821	8,911	126,892	13,730
令和5年度 (R5.10.1～ R6.9.30)	ぶどう	23,293	322,148	32,397	10,138	123,680	123,680
令和6年度 (R6.10.1～ R7.9.30)	ぶどう	11,061	144,475	14,020	5,207	62,700	6,807

3 混在を小布施町が覚知した経緯・対応状況

※4月2日調査の結果、混在を確認したため県への一報を行った。

(4月3日県から総務省へ一報)

令和7年3月18日 午後	・須坂市の報道を受け、5事業者（生産事業団体A,B,C,D,E）に電話で確認したところ、いずれも地場産品基準の1号に適したものを提供しているとの回答があった。
令和7年3月19日 午前	・生産事業団体Aから以下のとおり相談があった。 「隣接する須坂市の農地を耕作している方が一部いる。そうした方は市町村境で農産物を厳密に区分しているわけではないため、混在の可能性が否定できない。ふるさと納税の制度開始から契約書を交わしているため、地場産品基準については承知していたものの、一部齟齬が発生していることが想定される」 ・生産事業団体Aからの相談を受けて、生産事業団体B～Eに電話で確認したところ、いずれも「混在する可能性はない」旨の回答があった。

令和 7 年 3 月 19 日 午前	・ 県（市町村課）主催の緊急説明会において、契約書を取り交わすよう説明を受け、新規で契約書を作成し、全事業者に提出を依頼 ・ 上記に加え、農地証明書、産地一覧表の提出を町独自で依頼 ・ 緊急説明会の終了後、生産事業団体 A からの相談の件に関して、県（市町村課税制係）に以下のとおり確認を行い、県からの回答を踏まえて、実態を確認すべく実地調査を行うこととした。 〔小布施町からの説明・確認内容〕 「小布施町に住所はあるが、近隣市町村の農地でも耕作している農業者について、これまで地場産品基準の 1 号として申請していたが、『流通構造上、混在することが避けられない場合』として 4 号として申請すべきか」 〔県（市町村課税制係）からの回答内容〕 「総務省に確認する必要があるが、収穫あるいは流通過程において、明確に市町村区域内で区分できないことが困難であると判断される場合において、4 号として申請した方がよいのではないか」
令和 7 年 3 月 25 日 午後	実地調査等を実施 〔調査対象〕 生産事業団体 B 〔調査内容〕 ・ 今回の状況及び地場産品基準、食品表示法について説明 ・ 参加者の収穫物ごと収穫地を確認 ・ 寄附者情報を管理しているシステムを活用し、混在の可能性がある返礼品の一覧表を作成 〔調査結果〕 ・ 地場産品基準の解釈に齟齬があることと、一度に大量の農作物を収穫・梱包・発送を行っているので、混在してしまう可能性は否定できない。
令和 7 年 3 月 26 日 午前	実地調査等を実施 〔調査対象〕 生産事業団体 D 〔調査内容〕 ・ 今回の状況及び地場産品基準、食品表示法について説明 ・ 発送状況、梱包作業を行っている場所と、工程が明確に区分けされていることを確認 〔調査結果〕 ・ 工程を区分する等の措置が講じられているため、混在が発生することはない。
令和 7 年 3 月 30 日 午後	実地調査等を実施 〔調査対象〕 生産事業団体 A 〔調査内容〕

	・今回の状況及び地場産品基準、食品表示法について説明 ・参加者の収穫物ごと収穫地を確認 ・寄附者情報を管理しているシステムを活用し、混在の可能性のある返礼品の一覧表を作成 〔調査結果〕 ・小布施町産のもので出荷しているが、近隣の市町村で耕作している農家も多く、小布施町に住所を有する者が耕作している農地で収穫されたものは、小布施産の表示の対象となってしまう誤った認識により、混在する可能性は否定できない。
--	---

4 本事業の原因

歴史的経緯として、隣接する須坂市日滝地区及び小河原地区（通称「向原」）については、現在の行政区域が決定する以前から、小布施町の農家が当該地区を開墾し、先祖代々耕作を続けてきた。そのため、「小布施町民の畑」という意識が根強く、農林業センサスの耕作面積にも、他市町村への出作り分を計上していることなどもあり、行政区域によって農地を区別することなく営農しているのが実情である。

上記事情のもと、同じ場所で分け隔てなく一括して梱包・発送する過程において、混在してしまう可能性が生じてしまっていたが流通構造の実態への認識を誤ったまま1号として申請していた。

5 小布施町としての今後の対応

- (1) 地場産品基準や食品表示法の遵守を徹底するため、年数回実施している全体会議に加え、各種団体と個別に説明会を開催し、改めて地場産品基準を含む制度の正確な理解を推進する。
- (2) 返礼品提供事業者との契約においては、総務省告示第2条第3号の規定による必要な規定は設けているが、当該契約に基づき、返礼品取扱事業者に対し必要な調査・確認などを定期的実施する。
- (3) 契約締結後、事業者に対し、提供の返礼品の地場産品基準の類型とその説明を書面に記載したものを速やかに通知する。
- (4) 総務省への申請内容と流通構造など実態と異なっていないか定期的に実地調査を行い、事業者の生産体制や梱包等の各工程、地場産品基準に対する認識の把握・確認を行う。
- (5) 当町の営農形態の実情を踏まえ、地場産品基準に適合する産地を確実に証明することが可能なものについては1号類型として、産地証明を明示できないもの（流通構造上、混在することが避けられないもの）については4号類型として総務省へ確認申請するなど、事業者と協議の上、検討を進めていく。

7 高総発第 43 号
令和 7 年 4 月 23 日

長野県企画振興部長 様

高山村長 藤沢 敏和

ふるさと納税制度自主点検の結果に係る報告について

このことについて、ふるさと納税制度自主点検の結果、返礼品の一部に関して総務省に申請して確認を受けた内容に誤りがありましたので、別添のとおり報告します。

高山村 総務課 企画政策係
(課長) 山崎久志 (係長) 黒岩輝康
TEL 026-245-1100 FAX 026-248-0066
MAIL soumu@vill.nagano-takayama.lg.jp

長野県高山村ふるさと納税返礼品の一部に関して総務省に申請して
確認を受けた内容に誤りがあった事案について

令和7年4月23日
長野県高山村

高山村がふるさと納税返礼品として提供するシャインマスカットについて、返礼品提供事業者に対する点検を行った結果、地場産品基準1号としていた返礼品に隣接市町村産（須坂市・小布施町）との混在の可能性があります、総務省に申請して確認を受けた内容に誤りがあることが判明したため、下記のとおり報告します。

1 返礼品の概要

返礼品番号	品目名	地場産品 基準類型
2420543500018	シャインマスカット大きい600g×2房入り1.2kg	1号

※寄附金募集は、覚知前の令和6年9月30日に受付停止済（募集期間終了のため）

2 返礼品の寄附募集状況

指定対象 期 間	品 目 名	寄附 件数 (件)	寄附 金額 (千円)	発送 数量 (kg)	うち混在（須高産）が 疑われるもの		
					寄附 件数 (件)	寄附金 額 (千円)	発送数 量 (kg)
令和元年度 (R元. 10. 1～ R2. 9. 30)	信州高山ぶどう詰合せ 約2kg	250	2, 500	500	250	2, 500	500
令和元年度 (R元. 10. 1～ R2. 9. 30)	信州高山ぶどう詰合せ 約4kg	200	4, 000	800	200	4, 000	800
令和2年度 (R2. 10. 1～ R3. 9. 30)	信州高山 シャインマ スカット 1. 2kg以上 2房入り	400	4, 000	480	400	4, 000	480
令和3年度 (R3. 10. 1～ R4. 9. 30)	信州高山 シャインマ スカット 1. 2kg以上 2房入り	4, 998	49, 980	5, 997	4, 998	49, 980	5, 997
令和4年度 (R4. 10. 1～ R5. 9. 30)	【2023年9月以降発 送】信州高山 シャイ ンマスカット1. 2kg以 上 2～3房入り	1, 163	11, 630	1, 395	1, 163	11, 630	1, 395

令和5年度 (R5.10.1～ R6.9.30)	【2024年9月以降発 送】信州高山 シャイ ンマスカット1.2kg以 上 2～3房入り	419	5,028	502	419	5,028	502
計		7,430	77,138	9,674	7,430	77,138	9,674

3 総務省に申請して確認を受けた内容の誤りを覚知した経緯

令和7年3月19日	令和7年3月18日付6市町村第1055号長野県企画振興部長通知（自主点検実施通知）を受け、返礼品提供事業者へ聴取を行った。そして、生産者団体Aへの聞き取りで、産地表示が「須高産」と表示されていることを認知し、併せて集荷・撰果の流通の仕組み上、隣接する須坂市及び小布施町のシャインマスカットの混在が避けられないことを確認した。 なお、生産者団体Aのシャインマスカットの集荷・撰果については、平成30年9月から、流通の仕組み上、須高地域全体（須坂市・小布施町・高山村）での集荷・撰果へと変更され、須高産ブランドとして提供されていたことから、地場産品基準1号の類型とは異なる実態となっていた。
-----------	---

4 対応状況

令和7年3月19日	県市町村課「ふるさと納税制度の適正な運用に係る説明会」を受け、返礼品提供事業者である生産者団体Aへ電話により、産地表示を確認したところ、産地表示を「須高産」と表示されていることを聞き取り、あわせて集荷・撰果の流通の仕組み上、須坂市・小布施町のシャインマスカットが混在している可能性があることを聞き取りした。
令和7年3月19日から3月21日の間	シャインマスカットを返礼品とし取り扱う5事業者（生産者団体Aを除く）に電話により聞き取り調査を行い、いずれの事業者も村内に農地を有する農家であり、自らが栽培した農産物のみを自身で梱包・発送していることを確認し、他市町村との混在がないことを確認した。
令和7年3月21日	シャインマスカットの寄附募集については、寄附募集するサイトにおいて、返礼品募集期間満了により昨年（令和6年9月30日）から停止していることを確認した。 あわせて、念のため返礼品提供事業者である生産者団体Aへも電話により、寄附募集状況を確認し、寄附募集を停止していることを確認した。 また、県市町村課に上記の旨を電話により報告した。

5 本事案の原因

生産者団体Aが、シャインマスカットの返礼品提供を開始した平成29年10月から平成30年8月までは、須高地域（須坂市・小布施町・高山村）の集荷・撰果を産地別にしていたが、流通構造上、須高地域全体での集荷・撰果へ変更し、平成30年9月以降は、須高産ブランドとして返礼品を提供している。

しかしながら、ふるさと納税を担当する職員をはじめ所管する村総務課では、高山村で収穫したシャインマスカットについては、隣接する須坂市、小布施町の物とは分けて集荷・撰果されているものと認識しており、地場産品基準1号（当該地方団体の区域内において生産されたもの）として総務省へ指定申出していた。

6 今後の対応

- （1）生産者団体Aが提供するシャインマスカットについて、総務省への指定申出に係る変更手続きを行う。（地場産品基準1号（当該地方団体の区域内において生産されたもの）を地場産品基準4号（返礼品等を提供する市町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの）へ変更。）

なお、変更手続きが完了するまで返礼品の寄附募集は行わない。

- （2）返礼品提供事業者との契約に総務省告示（平成31年総務省告示第179号）第2条第3項に規定する必要事項が盛り込まれていなかったため、令和7年5月中旬までに変更契約を予定している。
- （3）村組織のふるさと納税を担当する総務課では、職員の研修を行いふるさと納税制度を熟知させるとともに、専任職員の配置を検討する。
- （4）定期的に返礼品提供事業者へ立ち入り調査を行うとともに、総務省への指定申出に変更がないか等を確認する。